

平成25年 第3回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年2月20日(木) 午後1:30~午後2:36
2. 開催場所 : 役場2階 委員会室
3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	欠 員
"	2	村下 健治
"	3	工藤 昭治
"	5	小坂 敏
"	6	小澤 守昭
"	7	佐藤 光男
職務代理者	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (2人)
4番 前山 勝造 8番 川代 恵則

5. 会議書記
事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について

日程第5 議案第5号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

7. 会議の概要

議 長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います 唱和の音頭を、7番 佐藤 光男君 お願いします。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
議 長	<p>定足数に達しておりますので、これより平成25年 第3回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、配布のとおりであります。</p> <p>日程第1、議事録署名 委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名 委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5番 小坂 敏 君 並びに 6番小澤 守昭 君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(諸般の報告)</p>
議 長	<p>次に、日程第3 議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。</p> <p>それでは、受付番号5号から7号までを一括審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P3の議案書をお開きください。</p> <p>日程第3</p> <p>議案第3号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めます。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は3件ほどありますが全部、親から子への贈与申請であります。最初の受付番号5号の農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については、議案書記載のとおりであります。五戸町手倉橋の親子間の贈与で世帯の労働力は6人中5人で水稻と葉タバコを作付しております。P4に許可申請書の写しとP5に位置図を添付しておりますので参考にしてください。この受付番号5号の方は五戸町の農地も含め全部の農地を息子へ贈与して農業を経営委譲するとのこと。P10の別紙農地法第3条の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>次の受付番号6号の農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については、P3の議案書記載のとおりであります。</p>

	<p>この申請農地は農業者年金受給のため親から子へ使用貸借権を設定されている所です。</p> <p>今回、使用貸借権を有している子へ贈与による所有権移転を行うため申請されたものであります。現在、この申請地は周辺が山林化しているため日当たりも悪く何も作付していない畑です。 P 6に許可申請書の写しとP 7に位置図を添付しておりますので参考にしてください。受付番号6号はP 10の別紙農地法第3条の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>受付番号7号の農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積については、P 3の議案書記載のとおりであります。</p> <p>ここも農業者年金受給のため親から子へ使用貸借権を設定されている農地です。</p> <p>受付番号7号も6号と同じく使用貸借権を有している子へ贈与による所有権移転を行うため申請されたものであります。P 8に許可申請書の写しとP 9に位置図を添付しておりますので参考にしてください。受付番号7号はP11の別紙農地法第3条の調査書記載のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なし
議長	<p>それでは、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号5号から7号までを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議がなしの声あり
議長	異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	<p>次に日程第4、議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P 12をお開きください。</p> <p>日程第4 議案第4号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について 贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は租税特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。</p> <p>なお、証明願いが遅延して提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。</p> <p>今回、贈与税の猶予の継続のためにきちんと農業経営を行っている旨の承認を求めるためのものであり記載のとおり贈与年が平成9年の方1名となっております。</p> <p>なお、総会において承認されると受贈者が八戸と盛岡税務署に農業継続証明書を添えて提出することになっております。 以上です。</p>

議長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。それでは採決いたします。 議案第4号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって議案第4号は原案のとおり承認することに決定しました。 次に日程第5 議案第5号 不動産取得税の納税猶予に関する証明(農業経営)についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	P13をお開きください。 日程第5 議案第5号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について 不動産取得税徴収猶予の適用を受けている下記の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。 なお、証明願いが遅延して提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとする。これは、農業経営の移譲の際、生前一括贈与を受けた農地の贈与税及び不動産取得税について、受贈者が農業経営を継続することを前提に、納税が猶予されているもので、3年に1度、農業経営が引き続き行われていることを農業委員会が証明することにより納税猶予が継続されるものであります。 今回は、不動産取得税の徴収猶予の継続のため、承認をお願いする対象者は、議案書記載の11名であります。この11名の方々について、引き続き農業経営を行っていることの承認を求めるためのものであります。以上です。
議長	ただ今の事務局説明について質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なし
議長	質疑意見なしと認めます。それでは採決いたします。、議案第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか
	異議なしの声あり
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で本日の議案は全て終了いたしました。 これをもって平成25年第3回新郷村農業委員会総会を閉会いたします

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者